

日本国内で給与を受け取っている外国籍の方へ

1 給与収入に関する税金

給与収入に課税される税金には、国の税金である源泉所得税及び復興特別所得税(以下「源泉所得税等」といいます。)と、地方の税金である市民税・県民税があります。

源泉所得税等は毎月支給される給与から差し引かれて、年末に1年間の税額を精算します。

市民税・県民税は、給与収入のあった年の翌年1月1日現在に住所のある市区町村で課税され、原則毎月支給される給与から差し引かれます。

2 市民税・県民税の納付方法

市民税・県民税が課税になると、普通徴収または特別徴収の方法で納付をすることになります。

普通徴収とは、課税されている本人が市区町村に直接納付する方法で、送付される納税通知書により、原則課税される年の6月、8月、10月及び1月中に市区町村窓口や金融機関等で納付していただくか、口座振替の方法により納付していただくことになります。

特別徴収とは、勤務先の事業主が、本人に毎月支給される給与から市民税・県民税を差し引いて、本人に代わって課税される年の6月から翌年5月にかけて市区町村に納付する方法です。

3 出国する場合の市民税・県民税の納付方法

年の途中で出国することになった場合でも、課税されている年度分の市民税・県民税は全額納付していただく必要があります。

① 6月(納税通知書送付後)から12月に出国する方

A) 普通徴収の方法で納付している場合

出国する前に1年分の市民税・県民税の納付をお願いします。全額を一括で納付することが難しいような場合には、水戸市内に住所がある方を納税管理人と定め、市民税・県民税を本人に代わり納付していただく必要があります。なお、納税管理人を定めるには、市民税課窓口にある、「納税管理人申告書」の提出が必要です。

B) 特別徴収により給与から市民税・県民税が差し引かれている場合

勤務先の経理担当の方に申し出ることで、退職する月に支給される給与から、まだ納付していない市民税・県民税を一括して差し引いて、納付することができます。

一括して差し引くことができない場合は、まだ納付していない市民税・県民税について市区町村から納税通知書が送付されますので、それにより納付をお願いします。ただし、この場合はお手元に納税通知書が届くまでに時間がかかりますので、できるだけ勤務先の経理担当の方に申し出ていただき、最後に支給される給与から、一括して差し引いていただくようお願いします。

② 1月から6月(納税通知書が送付される前)に出国する方

出国する年に課税となる市民税・県民税の納税通知書は、6月中旬に送付されます。前年中に一定額以上の所得があり市民税・県民税が課税される方は、出国時に納税管理人を定めるか、納税通知書が送付される前にあらかじめ御自身で納付を行う「予納」の手続きが必要となります。

「予納」を希望する場合には、確定申告書の写しや源泉徴収票、市民税・県民税の申告書等、前年中の所得等の状況が確認できる書類を水戸市に御提出いただく必要があります。なお、税額と納付の方法は、後日、水戸市から御連絡いたします。

なお、出国した年度の市民税・県民税についても納付していただきますようお願いします。

4 租税条約について

① 概要

日本は、現在 71 の国・地域と租税条約を結んでいます（平成 30 年 11 月 1 日時点）。その中で、交流活動の促進という観点から**教授等、留学生及び事業修習者等**が受ける報酬等については、課税を免除する規定が設けられています。

免除の要件を満たす場合は、給与の収入があっても、源泉所得税等や市民税・県民税の一部又は全部が免除されます。ただし、この要件は国・地域によって異なります。

② 租税条約の適用を受けるための手続きについて

勤務先から給与を受け取っている場合、通常は、給与から源泉所得税等が差し引かれます。

ただし、勤務先が租税条約に係る手続きをしている場合は、給与から源泉所得税等が差し引かれなくなります。租税条約の適用を受けるには、税務署に備え付けてある「租税条約に関する届出書」を税務署に提出する必要がありますので、勤務先に手続きを依頼してください。税務署での手続きが終わりましたら、勤務先から「租税条約に関する届出書」の控を受け取り、「租税条約の規定に係る非課税所得の届出書」（市民税課窓口にあります）と併せて、該当年度の初日の属する年の 3 月 15 日までに市民税課に提出してください。

※ **教授等、留学生及び事業修習者等**であって、給与から源泉所得税等が差し引かれていることが後から分かった場合は、税務署に備え付けてある「租税条約に関する届出書」と「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」を勤務先が税務署に提出することで、還付の請求ができますので、勤務先に手続きを依頼してください。税務署で源泉所得税等の還付手続きが終わりましたら、勤務先から「租税条約に関する届出書」の控を受け取り、「租税条約の規定に係る非課税所得の届出書」（市民税課窓口にあります）と一緒に市民税課に提出してください。

お問合せ先

市民税・県民税について

水戸市役所 市民税課
水戸市中央 1-4-1
電話 029-224-1111

源泉所得税等について

水戸税務署 源泉所得税担当
水戸市北見町 1-17
電話 029-231-4211 (代表)

